

日薬業発第 277 号

平成 30 年 10 月 30 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会

会長 山本 信夫

医師法施行規則等の一部を改正する省令について（通知）

標記につきまして厚生労働省医薬・生活衛生局長より通知がありましたのでお知らせいたします。

本通知は、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 52 号）の施行に伴い、薬剤師法施行規則に規定する薬剤師届出票の一部改正を行うものです。

具体的には、平成 30 年 4 月より「介護医療院」が創設されたため、薬剤師届出票における「業務の種別」の欄に「介護医療院の勤務者」が追加されています。

つきましては、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

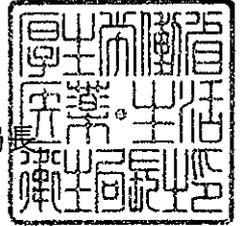
<抄>



薬生発 1018 第 3 号
平成 30 年 10 月 18 日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長



医師法施行規則等の一部を改正する省令について（通知）

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

医政発 1018 第 22 号
薬生発 1018 第 2 号
平成 30 年 10 月 18 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

医師法施行規則等の一部を改正する省令について (通知)

医師法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 30 年厚生労働省令第 122 号) については、平成 30 年 10 月 11 日に公布され、同日施行されました。

改正の内容は下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村 (特別区を含む。)、保健所、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 医師法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 47 号) に規定する第 2 号書式 (医師届出票) の一部改正

各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、「勤務状況」、「従たる従事先の件数」、「分娩の取扱いの有無」及び「出身地」の欄を医師届出票に新たに設けるとともに、効率性と経費削減を考慮し、情報配信及び調査等をメールにより実施するために、「メールアドレス」の欄を追加したこと。

「外国の医学校」で医学課程を修めた者による医師国家試験受験者数が増加しており、その実態とその後のキャリア等について把握するために「医学課程を修めた外国の医学校のある国」の欄を追加したこと。

各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、「勤務状況」、「従たる従事先の件数」、「分娩の取扱いの有無」及び「出身地」の欄を医師届出票に新たに設けるとともに、効率性と経費削減を考慮し、情報配信及び調査等をメールにより実施するために、「メールアドレス」の欄を追加する。「業務の種別」の欄に「介護医療院の勤務者」を追加したこと。

その他所要の改正を行ったこと。

第二 歯科医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 48 号）に規定する第 2 号書式（歯科医師届出票）の一部改正

形式的な改正を行ったこと。

第三 薬剤師法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 5 号）に規定する様式第 6（薬剤師届出票）の一部改正

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）の施行に伴い、平成 30 年 4 月 1 日から「介護医療院」が創設されたため、「業務の種別」の欄に「介護医療院の勤務者」を追加したこと。

その他所要の改正を行ったこと。

以上

(参考)

- 別添1 医師法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第122号）
- 別添2 医師法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文

(薬剤師法施行規則の一部改正)

第二条 薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

様式第六を次のように改める。



附 則

この省令は、公布の日から施行する。

薬剤師届出票

(平成 年12月31日現在)

(1) 住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
ふりがな		電話
(2) 氏名	(- -)	
(3) 性別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日 1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治
(5) 薬剤師名簿登録番号	第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号	(6) 薬剤師名簿登録年月日 1 平成 2 昭和 3 大正
(7) 主に従事している施設及び業務の種類 業務の種類別の01~17のうち1つを○で囲むこと。	施設の種別	業務の種類別
	薬局	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者
	病院	03 調剤・病棟業務 04 その他(治験、検査等)
	診療所	05 調剤・病棟業務 06 その他(治験、検査等)
	介護保険施設	07 介護老人保健施設の勤務者 08 介護医療院の勤務者
	大学	09 勤務者(研究・教育) 10 大学院生又は研究生
	医薬品関係企業	11 医薬品製造販売業・製造業(研究・開発、営業、その他) 12 店舗販売業 13 配置販売業 14 卸売販売業
	上記以外の施設	15 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者
	その他	16 その他の業務の従事者 17 無職の者
ふりがな		電話
(8) 従事先の名称 (7)欄の01~16のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。		代表電話 (- -)
(9) 従事先の所在地 (7)欄の01~16のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。 所在地と(1)住所が同じ場合は☒し記入は不要。	(1)住所と同じ <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市区町村	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
(10) 就業形態 (7)欄の01~09及び11~16のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	1・2いずれかを○で囲むこと。 1 常勤 2 非常勤	※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。
(11) 休業の取得 (7)欄の01~09及び11~16のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業	
(12) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における薬剤師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した必要な情報((1)~(4)、(7)~(11)欄。(4)は生年のみ。)を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。	
(13) 備考	同意しない場合 <input type="checkbox"/>	

提出期限 翌年1月15日

